

## 連携施設の確保に関するよくある質問

令和4年11月7日時点

カテゴリ	質問	回答	参考
確保要件	「①保育内容への支援」「②代替保育の提供」「③卒園後の受け皿」の全ての項目について、一か所の連携施設で確保しなければならないのか。	一か所の連携施設で①～③の全ての項目を確保する必要はありません。 連携施設から協力を得られる範囲内で、連携協定を結んでください。	ガイドライン 3(3)
確保要件	「①保育内容への支援」「②代替保育の提供」「③卒園後の受け皿」の一部の項目しか連携協定を結べない場合でも、連携施設を確保したことになるのか。	「①保育内容への支援」「②代替保育の提供」「③卒園後の受け皿」(③は2歳児の利用定員分の連携枠を確保)の3項目を <u>全て満たさなければ</u> 、連携施設を確保したことにはなりません。 連携施設は一か所に限定する必要はないため、複数の施設と連携協定を結ぶことで、①～③の全ての項目の協力を得ることができれば、連携施設を確保したものとみなすことができます。	ガイドライン 3(1) 3(3)
確保要件	連携施設に設定できる施設の種別は。ナースリールームや企業主導型保育施設は連携施設に設定できないのか。	連携施設に設定することができる施設は、 <u>原則として</u> 、認可保育所、幼稚園又は認定こども園のいずれかです。 <u>ただし、例外として</u> 、「②代替保育の提供」については、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、ナースリールーム、企業主導型を、「③卒園後の受け皿」については、ナースリールーム、企業主導型保育施設を「連携協力を行う者」として設定することができます。 例外の場合の要件等については、ガイドラインを確認してください。	ガイドライン 2(8) 4(2)ウ 4(3)エ
公定価格の減算	公定価格における「連携施設を設定しない場合」の減算調整は、どのような場合に適用されるのか。連携項目を一つでも締結していれば減算解除となるのか。	減算を解除するには、「①保育内容への支援」「②代替保育の提供」「③卒園後の受け皿」(③は2歳児の利用定員分の連携枠を確保)の3項目全てを確保する必要があります。	ガイドライン 3(1)

カテゴリ	質問	回答	参考
公定価格の減算	「①保育内容への支援」「②代替保育の提供」「③卒園後の受け皿」の3項目をすべて確保したとき、減算解除はいつから適用されるのか。	「地域型保育事業連携施設届出書」を提出いただき、3項目の連携施設を全て確保できていることが確認できた翌月から減算解除となります。	-
費用負担	連携施設との間で、連携協定を締結するにあたり費用負担が発生してもよいか。	<p>費用負担については、市で制限やルールは定めておりません。地域型保育事業者と連携施設との間で協議の上、必要に応じて設定することも可能です。</p> <p>費用負担を設定する場合は、後日トラブルとならないよう、次のような項目について、あらかじめ覚書で定めておくことが推奨されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような場合に費用負担が発生するのか</li> <li>・費用負担額</li> <li>・費用の請求方法 等</li> </ul>	-

カテゴリ	質問	回答	参考
連携施設との距離	<p>連携施設との距離について定めはあるか。 他の区や、市外の施設は連携施設に設定できるのか。</p>	<p>連携施設との距離については、ガイドラインにおいて、連携項目ごとに次のように定めています。</p> <p><b>①保育内容への支援</b> 日常的に、地域型保育事業所と連携施設との間を往来することを踏まえて、地域型保育事業所から可能な限り近いことが望ましい。</p> <p><b>②代替保育の提供</b> 連携施設において代替保育を受ける利用乳幼児及び保護者並びに連携施設から派遣される職員が適切に移動できる範囲で確保することが望ましい。</p> <p><b>③卒園後の受け皿</b> 原則として、さいたま市内の施設とすること。 ただし、幼稚園又は認定こども園（1号定員において卒園児を受け入れるものに限る）については、当該施設を運営する者と受入れに係る合意が図れている場合に限り、市外の施設であっても卒園後の受け皿に係る連携施設とすることができる。 また、利用乳幼児及び保護者に配慮した距離を考慮し、地域型保育事業所と同じ区内若しくは隣接区内に確保すること。</p>	<p>ガイドライン 4(1)ア 4(2)ア 4(3)イ</p>
保育内容への支援	<p>「①保育内容への支援」は具体的にどのような協力を行うのか。</p>	<p>ガイドラインに挙げる次の項目のうち、<u>少なくとも1項目以上</u>を設定し、覚書においてその内容を明記するようになしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・助言</li> <li>・合同保育（行事への参加）</li> <li>・園庭開放</li> <li>・給食</li> <li>・健康診断</li> </ul>	<p>ガイドライン 4(1)</p>

カテゴリ	質問	回答	参考
保育内容への支援	「①保育内容への支援」を実施する頻度に定めはあるか。	実施頻度について、市で制限やルールは定めておりません。地域型保育事業者と連携施設との間で協議の上、どのような場合に支援を行うのか等について、覚書にあらかじめ定めておくことが推奨されます。	-
代替保育の提供	「②代替保育の提供」はどのように実施するのか。	代替保育の実施方法は、主に次の方法によります。 ・地域型保育事業の利用児童を、連携施設において代わりに保育する ・連携施設から職員を派遣し、地域型保育事業所において保育する	ガイドライン 4(2)イ
代替保育の提供	「②代替保育の提供」を実施する頻度に定めはあるか。	実施頻度について、市で制限やルールは定めておりません。地域型保育事業者と連携施設との間で協議の上、どのような場合に代替保育を行うのか等について、覚書にあらかじめ定めておくことが推奨されます。	ガイドライン 4(2)イ
卒園後の受け皿	「③卒園後の受け皿」は、受入人数について定める必要があるのか。	「③卒園後の受け皿」の受入人数（連携枠）は、覚書において、「〇名分」又は「〇名以上」と定めることとしています。最低人数を定めた上で、年によって受入人数の上限を変更することも可能です。 <u>「〇名以内」や「定員に空きがある場合」等、受入できる最低人数を定めない設定方法は適切ではありません。</u>	ガイドライン 4(3)ウ
卒園後の受け皿	「③卒園後の受け皿」を定めた場合、卒園児の入所手続きはどのように行うのか。	「③卒園後の受け皿」として設定した連携枠は、通常の4月入所申込みよりも早期（例年7月～9月頃）に、卒園児のみを対象とした優先申込みを実施します。優先申込みのスケジュールや選考方法等、詳細は右の参考リンクからご確認ください。	<a href="#">さいたま市ホームページ「預かり年齢が2歳までの保育施設の卒園後の預け先について」</a>

カテゴリ	質問	回答	参考
卒園後の受け皿	「③卒園後の受け皿」で定めた受入人数よりも進級希望者が少なかった場合、残りの受入枠はどのような取扱いになるのか。	進級希望者が確保していた連携枠を下回った場合、残りの枠については、通常の4月入所申込みの受入枠とすることができます。	ガイドライン 4(3)ウ
手続き	連携施設と連携協力の内容について合意がとれた場合、どのような手続きをしたら良いか。	連携施設と連携協力の内容について協議した内容を「覚書」として取り交わし、「地域型保育事業連携施設届出書」と「覚書の写し」をさいたま市へ提出してください。 「覚書」の作成にあたっては、さいたま市ホームページに作成例を掲載しておりますので、右の参考リンクからダウンロードし、作成の参考としてください。	ガイドライン 3(4) 3(5)ア <a href="#">さいたま市ホームページ「地域型保育事業の連携施設の確保に関するガイドライン」</a>
手続き	連携施設と連携協力の内容を変更した場合、手続きは必要か。	連携協力の内容を変更した場合は、「地域型保育事業連携施設設定内容変更届」に、変更後の内容が記された「覚書の写し」を添えて、さいたま市へ提出してください。	ガイドライン 3(5)イ
手続き	連携施設との覚書の効力期限が到来したため、更新を行った場合、手続は必要か。	覚書の更新を行った場合は、「地域型保育事業連携施設設定内容変更届」に、更新後の「覚書の写し」を添えて、さいたま市へ提出してください。	ガイドライン 3(5)イ
手続き	連携施設との連携協力が解除となった場合、手続は必要か。	連携協力を解除した場合や、効力期間の満了等により覚書の内容が無効になった場合は、「地域型保育事業連携施設設定解除届」をさいたま市へ提出してください。	ガイドライン 3(5)ウ
連携協定の期間	連携施設との間で取り交わす「覚書」の効力期間に定めはあるか。単年度のみでの協定でも良いのか。	「覚書」の効力期間については、市で制限やルールは定めておりませんが、保育の質の向上や、卒園まで安心して通い続けられるよう、継続的な支援体制や卒園児の受け入れ体制を取っていただくことが推奨されます。	-